

石垣市告示第 90 号

石垣市新庁舎建設設計業務委託について公募型プロポーザル方式を実施するので、次のとおり公告する。

平成 28 年 5 月 18 日

石垣市長 中山 義隆

1. 業務概要

- (1) 業務名 石垣市新庁舎建設基本設計及び実施設計業務委託
- (2) 業務内容 石垣市役所新庁舎建設工事に係る基本設計・実施設計
※ 詳細は特記仕様書によるものとする。
- (3) 期間 契約日から平成 29 年 3 月 31 日まで（予定）
- (4) 予定価格 162,086 千円（税込み上限額）
- (5) 計画概要
「石垣市新庁舎建設基本構想」及び「石垣市新庁舎建設基本計画」による

2. 受託者基本条件

本業務の受注にあたっては、代表企業 1 者と市内企業 1 者以上からなる設計共同企業体の結成を条件とする。

3. 選考方式

- (1) 代表企業
代表企業として参加表明書を提出したもの（以下「代表企業参加者」という。）のうち、参加資格要件を満たすものについて、次のとおり審査を行う。
 - ① 一次審査（書類審査）
石垣市新庁舎プロポーザル庁内審査委員会による提出書類の評価に基づき、技術提案書を提出できる者を 5 者程度選定する。一次審査は非公開により実施する。
 - ② 二次審査（技術提案書、プレゼンテーション、ヒアリング）
石垣市新庁舎プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による技術提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングの評価に基づき、代表企業及び次席者を各 1 者選定する。二次審査の時間等詳細については、一次審査の結果とあわせて通知する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは公開により実施する。

(2) 市内企業

市内企業として参加表明書を提出した者のうち、参加資格要件を満たすものを市内企業候補者とする。市内企業候補者には技術提案書の提出は求めない。

なお、市内企業が代表企業として参加表明書を提出することを妨げるものではないが、代表企業として参加表明書を提出した者においては市内企業としての参加は認めないものとする。

(3) 代表企業による市内企業の選定

代表企業として選定された者は、自らの判断により、3 (2) 市内企業候補者の中から1者以上を市内企業として選定する。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加するための資格要件は次のとおりである。

(1) 共通要件

参加者は次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、同法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を本業務に配置することができること。
- ③ 建築士法第26条に基づく監督処分を受けていない者であること。
- ④ 国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けていないこと。
- ⑤ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく構成手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑦ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- ⑧ 民事執行法（平成元年法律第91号）の規定に基づく民事保全の手続きが常態として行われているものと認められるものでないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

(2) 代表企業参加要件

代表企業として参加をする者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- ① 平成 13 年 4 月 1 日から公告の日までの間に、国又は地方公共団体が発注した延床面積 10,000 m²以上の庁舎施設の基本設計及び実施設計に関する業務（新築設計業務に限る。）を完了した実績を有すること。
- ② 平成 13 年 4 月 1 日から公告の日までの間に、国又は地方公共団体が発注した延床面積 5,000 m²以上の庁舎施設の基本設計及び実施設計に関する業務（新築設計業務に限る。）を完了した実績を有する一級建築士を管理技術者として配置できる者であること。
- ③ 管理技術者及び建築意匠担当主任技術者については一級建築士を、建築構造担当主任技術者については構造設計一級建築士もしくは一級建築士をそれぞれ1名ずつ配置（兼任は不可）できる者であること。
- ④ 代表企業参加者は、本業務に関して専門分野の協力者を加えることができる。ただし、協力者は管理技術者及び建築意匠主任担当技術者となることはできない。

(3) 市内企業参加要件

市内企業として参加をする者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- ① 石垣市内に本社又は本店を有している者であること。
- ② 本業務に一級建築士を配置できる者であること。

(4) 参加できない者

- ① 審査委員会の委員。
- ② 審査委員会の委員が自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織に所属する者。

5. 事務局

石垣市 総務部 新庁舎建設室

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町 14 番地

電話：0980-87-0023

FAX：0980-83-1427

E-mail：tyousha@city.ishigaki.okinawa.jp

6. 書類の交付

(1) 交付方法

石垣市ホームページへの掲示。

（アドレス：<http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/home/index.php>）

(2) 交付期日

平成 28 年 5 月 18 日（水）より

7. その他

- (1) 参加者は本要領に定める諸条件に同意したうえで、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 参加者1者につき1提案とする。
- (3) 本プロポーザルに要する費用や旅費等については、全て参加者の負担とする。
- (4) 詳細は実施要領による。